

新在留管理制度早見表（7月9日以降）

	在留資格「留学」を現在所有している場合	在留資格「留学」を平成24年7月9日以降に取得する場合
在留カード	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人登録証明書」は、現在所有の在留資格満了日までは在留カードとみなされるため、「在留カード」への変更は不要。 ・在留資格の更新が7月9日以降の場合は、更新後に「在留カード」が入国管理局より交付される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成田・羽田・関西・中部空港で上陸をし、在留資格「留学」が承認された場合のみ、「在留カード」が交付される。 ・上記以外の空港から入国した場合は上陸後、在留資格「留学」が承認されると、パスポートの上陸許可証印の近くに「在留カード後日交付」と記載される。その後、区（市）役所窓口で住民登録をすると、入国管理局より登録住所に「在留カード」が郵送される。
資格外活動許可	<ul style="list-style-type: none"> ・現在所有している場合は、変更なし ・在留期間更新後、「資格外活動許可証」は従来どおりパスポートに証印され、「在留カード」にも記載される。 ・空港での申請は不可。従来どおり入国管理局にて申請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国港において「留学」が承認された場合は、その場で「資格外活動許可」の申請ができる。資格外活動許可が承認された場合は、「在留カード」に記載される。（パスポートへの証印は従来どおりされる）
再入国許可	<ul style="list-style-type: none"> ・現在所有の再入国許可証は、在留資格の満了日まで有効。 ・再入国許可は、今までどおり一回3,000円、数次6,000円に変更なし。 ・7月9日以降、<u>1年以内に再入国する場合は「再入国許可」不要</u>。出国時、「再入国EDカード」に「みなし再入国許可」の意思表示欄ができるので、1年以内に再入国する場合は、その欄にチェックを入れて出国すれば再入国可能。 ・一度「みなし再入国許可」で出国してしまうと、日本国外での変更はできないので1年以内に再入国する必要がある。「みなし再入国許可」で出国し、1年が過ぎてしまった場合は所有している在留資格を失う。 ・出国時、「在留カード」（または外国人登録証）を忘れた場合は「みなし再入国許可」による出国ができない。 	
住民登録	<ul style="list-style-type: none"> ・各市区町村で行う。 ・外国人登録制度が廃止され、「登録原票記載事項証明書」に代わり、「住民票の写し」が発行可能になる。 ・転居した場合は、在留カード（外国人登録証）を持参のうえ、14日以内に新しい居住地の市区町村にて転入手続を行う。 	

※上記は平成24年3月現在の情報です。**赤字部分訂正（平成24年5月）**